

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	定額減税補足給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は定額減税補足給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

定額減税補足給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託する場合があります、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税補足給付金の支給に関する事務
②事務の概要	所得税・個人住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税補足給付金を支給する。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、公金受取口座情報を照会し、対象者名簿を作成する。 (1)定額減税補足給付金(当初調整給付)に関する事務【令和6年10月31日終了】 (2)定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)令和6年度定額減税補足給付金対象者名簿 (2)令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)対象者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁令第9号・総務省令第9号)第2条の表の160項、162項 【情報提供】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市福祉部生活福祉課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9162
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、各種給付金事務では、原則申請者本人からマイナンバーが記載された書類を取得することなく、上記のほか、団体内宛名番号を用いて情報照会ネットワークシステムの情報を収集する際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	越谷市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	所得税・個人住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税補足給付金を支給する。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、公金受取口座情報を照会し、対象者名簿を作成する。	所得税・個人住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税補足給付金を支給する。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、公金受取口座情報を照会し、対象者名簿を作成する。 (1)定額減税補足給付金(当初調整給付)に関する事務【令和6年10月31日終了】 (2)定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務	事前	
令和7年5月30日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	令和6年度越谷市定額減税補足給付金対象者名簿	(1)令和6年度定額減税補足給付金対象者名簿 (2)令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)対象者名簿	事前	
令和7年5月30日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	法改正に伴う変更
令和7年5月30日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日総務省令第9号)第2条の表 第160項、第162項	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁令第9号・総務省令第9号)第2条の表の160項、162項	事後	
令和7年5月30日	I. 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	(非該当)	事後	様式変更
令和7年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和7年6月2日 時点	事前	
令和7年5月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	略	事後	様式変更
令和7年5月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	略	事後	様式変更